

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	興行場法	法令の番号	昭和 23 年法律第 137 号
手 続 名	興行場営業の許可取消、営業停止 ( 1 / 2 )	根 拠 条 項	第 6 条

処 分 基 準	<p>下記の 1 ~ 3 のいずれかに該当するとき、知事は 期間を定めての営業停止、又は 興行場の営業許可の取消、の処分を行うことができる。</p> <p>1 興行場の構造設備が興行場法施行条例第 4 条で定める営業許可に係る以下の構造設備の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>( 1 ) 十分な換気設備が設けられていること。</p> <p>( 2 ) 床面から 80 cm の高さにおいて 20 ルクス以上 ( 映写中又は演技中の観覧室〔興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者の利用に供する部分をいう。〕にあっては、床面において 0.2 ルクス以上) の照度を確保できる照明設備が設けられていること。</p> <p>( 3 ) 清掃及び排水が容易に行える構造であること。</p> <p>( 4 ) 窓、換気口その他開口部には、ねずみ、昆虫等が入らないようにするための必要な設備が設けられていること。</p> <p>( 5 ) 観覧室とロビー、便所、売店等とは隔壁等により区画されていること。</p> <p>( 6 ) 観覧室は次の要件を備えていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 興行目的に応じ十分な広さ及び高さを有していること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 観覧席 ( いす席、座席及び立見席をいう ) は、入場者等の移動並びに清掃及び消毒の実施に支障を来たさないように設けられていること。</p> <p>( 7 ) 便所は、次の要件を備えていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 男子用・女子用に区分して設けられていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 観覧室が複数階にわたる場合にあっては各階ごとに設けられていること。ただし、上下階から等距離にある中間階に十分な構造設備を有する便所を設けること等により、入場者の利便を損なわない場合はこの限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 床及び床面から少なくとも 1 m の高さまでの内壁は、不浸透性の材料で作られていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 入場定員に応じ、十分な数の便器が設けられていること。</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 水洗式であること。ただし、公共下水道処理区域以外の区域であって、かつ浄化槽放流水の排水先がない場合において、公衆衛生上支障がない構造設備を有するときはこの限りでない。</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 流水式の手洗い設備が設けられていること。</p> <p>( 8 ) 喫煙所を設ける場合は、換気が十分に行われ、かつ、喫煙所以外の入場者が利用する場所にたばこの煙が流入しない構造であること。</p> <p>2 営業者が同条例第 5 条に定める次の衛生措置の基準に違反したとき。(ただし、野外の興行場又は仮設若しくは臨時的興行場について、この基準による必要がない場合、又はこの基準によることができない場合であって、かつ公衆衛生上支障がないと認められたため、この基準の一部を緩和し、又は適用しないこととして許可した場合を除く。)</p> <p style="margin-left: 20px;">( 1 ) 換気設備、照明設備その他の設備は定期的に点検し、適正に使用できるように整備すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">( 2 ) 興行時間が 2 時間 30 分以上にわたるときは、おおむね 2 時間 30 分ごとに少なくとも 10 分の休憩を設けること。ただし、興行時間中に十分な換気が行われる等入場者の衛生に支障がない場合を除く。</p> <p style="margin-left: 20px;">( 3 ) 清掃及び消毒を適切に行い、常に清潔にしておくこと。</p>
------------------	--

対 応 区 分	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目 次 NO
------------	-------------------	------------	---------	------------	---------	-----------

# 処 分 基 準 ( 公 表 用 )

様式第 4 号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法 令 名	興行場法	法令の番号	昭和 23 年法律第 137 号			
手 続 名	興行場営業の許可取消、営業停止 ( 2 / 2 )	根 拠 条 項	第 6 条			
処 分 基 準	<p>( 4 ) 入場者の利用に供する椅子、座布団等は、常に衛生的にしておくこと。                  ( 5 ) 適当な数のごみ箱を置き、ごみその他の汚物が飛散しないようにすること。                  ( 6 ) 清掃用具等は、専用の場所に衛生的に保管すること。                  ( 7 ) ねずみ、昆虫等の駆除を定期的に行うこと。                  ( 8 ) 衛生管理を行わせるため、衛生責任者をおくこと。</p> <p>3 営業者が次のいずれかに該当するに至ったとき。                  ( 1 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)                  ( 2 ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)                  ( 3 ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者                  ( 4 ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者                  ( 5 ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者                  ( 6 ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者                  ( 7 ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者                  ( 8 ) 役員等(法人にあっては役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者、法人格を有しない団体にあっては代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者、個人(営業を営む者に限る。以下同じ。))にあっては当該個人以外の者で営業所を代表するものをいう。)に ( 2 ) から ( 7 ) までに掲げる者がいる法人その他の団体又は個人                  ( 9 ) ( 2 ) から ( 7 ) までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人</p> <p>なお、「営業停止処分の期間」については、個々の事例について具体的に判断する必要があり、処分基準を一律に定めることは困難である。</p> <p style="text-align: center;">の処分を行う場合は弁明の機会の付与、 の処分を行う場合は公開の聴聞を行う。</p>					
対 応 区 分	聴聞の実施 弁明の機会の付与	処 理 機 関	保健福祉事務所	交 付 機 関	保健福祉事務所	目 次 NO